

融資商品説明書

令和6年7月1日現在

商品名	しんきん教育カード〔当貸〕(3-5)
ご融資形式	入試合格・入学予定校が決定後、卒業予定月までの間に限り繰り返し出金可能な教育カードローン契約(当座貸越契約)を締結、教育資金が必要となった場合に専用のローンカードを使用してATM等での出金により当座貸越を利用します。
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・次の条件をすべて満たす個人の方。 (1)年齢が満20歳以上で安定継続した収入がある方。 <ul style="list-style-type: none"> ・年金収入の方も対象となります。 ・派遣社員・パート等非正規社員の方は、安定継続した収入があると認められる方。(年収150万円以上または、年収90万円以上で家族と同居されている方。) 産前産後休業中または育児休業中の方は、休業後に復職し、安定継続した収入が見込める場合には、ご申告によりお取扱いが可能です。 (2)当金庫の会員資格を有する方。 <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 (3)子弟等が学校等に就学中または就学予定である方。 (4)日本国籍を有する方、または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者の方。 (5)(一社)しんきん保証基金(以下、基金といいます。)の保証が受けられる方。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・申込人のご子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金とします。 (1)就学する学校等への納付金。 「学校等」とは、国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるものです。「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含みます。 (2)就学にかかる付帯費用。 「付帯費用」とは、受験費用、教材費、下宿費用(敷金・礼金・家賃)、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等です。 (3)申込人が(1)または(2)を用途として自信用金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等から借り入れたローンの借換え資金。(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)
ご融資限度額(貸越極度額)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸越極度額は50万円以上500万円以内(10万円単位)とします。 ただし、今回の申込金額と他信用金庫取扱分を含めた基金保証付消費者ローン(フリーローンを含む)の現在残高(当座貸越の場合は貸越極度額)の合計額が3,000万円以内とします。
ご返済期間	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以内。(1年ごとの自動更新とします) ※卒業予定月の3ヵ月後の月末までを期限として、証書貸付切替期限を設定します。 ※医学部・薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、最長7年かつ卒業予定月の3ヵ月後の月末までとします。 ※新規貸出期限は卒業予定月の末日までとします。
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利。6月1日および12月1日のみずほ銀行長期プライムレートを基準金利として当金庫が定める利率が適用されます。 また、ご融資利率の変更については、毎年6月1日および12月1日を基準日として年2回見直しを行い、各基準日における基準金利とその直前の基準日における基準金利の差をもって引き上げ、または引き下げるものとし、毎年6月10日および12月10日(休日の場合は翌営業日)に新利率が適用されます。 ・6月10日から12月9日までは、6月1日の基準金利により当金庫が定めた利率、12月10日から6月9日までは、12月1日の基準金利により当金庫が定めた利率が適用されます。

萩山口信用金庫

(1/2)

融資商品説明書

令和6年7月1日現在

商品名	しんきん教育カード〔当貸〕(3-5)
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">元金返済据置とし、お利息を毎月10日(休日の場合は翌営業日休日起算扱い)に、返済口座から自動引き落としさせていただきます。※元金については、ATM等で随時ご返済も可能です。※卒業予定月の3ヵ月後の月末までに、しんきん教育カード(証貸)へ切替をして完済します。※ご子弟等の在学期間中に証書貸付への切替希望がある場合は、しんきん教育カード(証貸)への切替は可能です。
利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none">毎日のお借入残高に、1年を365日として付利単位を100円とする日割計算となります。
担保	<ul style="list-style-type: none">不要です。
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none">不要です。
保証料	<ul style="list-style-type: none">保証料率をご融資利率に含めます。
手数料等	<ul style="list-style-type: none">不要です。
会員	<ul style="list-style-type: none">当金庫のご融資総額が700万円を超える場合は、会員になっていただきます。
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">苦情処理措置・・・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部(9時～17時、電話:083-922-2700)までお申し出ください。紛争解決措置・・・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
その他	<ul style="list-style-type: none">カードローンのご利用は、当金庫および当金庫提携金融機関のATMでご利用いただけます。審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。ご融資利率等につきましては当金庫本支店窓口にお問合せください。

萩山口信用金庫

(2/2)

融資商品説明書

令和6年7月1日現在

商品名	しんきん教育カード〔証貸〕(3-6)
ご融資形式	貸越契約期限(証書貸付切替期限=卒業予定月の3ヶ月後の月末)までに、その時点のしんきん教育カード(当貸)の貸越残高および貸越利息を証書貸付に切り替えて分割返済とします。
ご利用いただける方	・次の条件をすべて満たす個人の方。 (1)しんきん教育カード(当貸)を利用されている方。 (2)当金庫の会員資格を有する方。 ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 (3)(一社)しんきん保証基金(以下、基金といいます。)の保証が受けられる方。
お使いみち	・基金保証付しんきん教育カード(当貸)決済資金。
ご融資金額	・基金保証付しんきん教育カード(当貸)貸越元金残高および最終利入済日以降の貸越利息の合計額以内。 ただし、今回の申込金額と他信用金庫取扱分を含めた基金保証付消費者ローン(フリーローンを含む)の現在残高(当座貸越の場合は貸越極度額)の合計額が3,000万円以内とします。
ご返済期間	・3ヶ月以上10年以内。
ご融資利率	・変動金利。(証書貸付に切替する日現在のみずほ銀行長期プライムレートを基準金利として当金庫所定の利率が適用されます。) また、ご融資利率の変更については、毎年6月1日および12月1日を基準日として年2回見直しを行い、各基準日における基準金利とその直前の基準日における基準金利の差をもって引き上げ、または引き下げるものとし、7月約定返済日の翌日および1月約定返済日の翌日からそれぞれ新しいご融資利率が適用されます。
ご返済方法	・毎月、元金均等または元利均等による分割返済とします。 ご融資金額の50%以内で6ヶ月ごとの増額返済(1万円単位)の併用もできます。
担保	・不要です。
連帯保証人	・不要です。
保証料	・保証料率をご融資利率に含めます。
手数料等	・不要です。
会員	・当金庫のご融資総額が700万円を超える場合は、会員になっていただきます。
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置・・・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部(9時～17時、電話:083-922-2700)までお申し出ください。 ・紛争解決措置・・・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
その他	・審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。 ・ご融資利率やご返済の試算等につきましては当金庫本支店窓口にお問合せください。

萩山口信用金庫

(1/1)